

## 令和4年度事業計画

公益社団法人徳島県防犯協会(以下「当協会」という。)は、県下の地区防犯連合会(又は地区防犯協会、以下「地防連」という。)、徳島県警察及び各行政機関等との連携を図り、県民や事業者等の規範意識の高揚と自主防犯活動、少年の健全育成、犯罪の未然防止及び風俗環境浄化のための諸活動を効果的に推進し、犯罪のない明るい社会の実現に寄与することを目的として、次の事業を行う。

### 第1 公益目的事業

#### 1 防犯思想の普及啓発事業

##### (1) 犯罪被害防止の広報啓発活動

県警察と連携のうえ、当協会及び県警察のホームページをリンクし、街頭犯罪、特殊詐欺(振り込め詐欺及び振り込め類似詐欺の総称、以下「特殊詐欺」という。)等県民に身近な犯罪情報の提供、地防連の地域安全活動の紹介をはじめ犯罪被害防止に関する情報を広く県民に提供する。

##### (2) 各種広報資料の作成等

###### ア 広報資料の活用

全国地域安全運動用ポスター・標語を県内から公募し、優秀作品を有効活用するほか、特殊詐欺等各種犯罪被害防止を目的とした広報資料を作成のうえ、地防連、関係機関等と連携したキャンペーン等を通じ広く県民に訴え、配布することによって防犯思想の高揚を図る。

###### イ 視聴覚資機材の貸出

少年の非行防止及び健全育成、特殊詐欺等各種犯罪被害防止を目的として購入したDVD等の視聴覚資機材を無償で貸出し、学校、防犯講習会等での効果的な活用を行い防犯意識の高揚を図る。

##### (3) 優良防犯用品の普及等

金融機関、コンビニ等で活用する防犯カラーボール、自転車利用者に対するワイヤーロック、不審電話撃退装置等の活用を機関紙及びホームページで紹介するほか、キャンペーンで配布するなど広く普及を図る。

#### 2 防犯ボランティア団体等への支援事業

##### (1) 全国地域安全運動に対する支援

全国一斉に実施される全国地域安全運動において、地防連の行う各種活動に必要な広報資料の提供又は斡旋を行い、地防連活動の協力支援を行う。

##### (2) 自主防犯活動に対する支援

防犯ボランティアの活性化を図るため、地防連への青色防犯パトロール車の配車を行うほか、地防連に貸与している青色防犯パトロール車の燃料費の一部助成や活動に応じた助成を行い、防犯ボランティア団体の活動の活性化を図る。

#### 3 少年の非行防止と健全育成活動の推進

##### (1) 徳島県防犯少年柔道・剣道大会の開催

柔道、剣道を通じて少年の非行防止と健全育成を図るため、警察署管内ごとに編成されたチームの参加を得て、夏休み期間中に県警察と共催し、競技毎に

功労のあったチームに当協会長及び警察本部長の連名表彰を行う。

(2) 「防ごう!少年非行」県民総ぐるみ運動等への支援活動

7月、8月の2か月間、徳島県、県警察等関係機関が共催する「防ごう!少年非行」県民総ぐるみ運動に参加し、少年の健全育成、非行防止に向けた諸活動に地防連と連携し支援を行う。また、県警察、学校及び地防連等が連携して行う薬物乱用防止教室等に対し、薬物乱用の有害性等広報啓発資料の支援を行う。

4 防犯功労者・団体及び防犯コンクール表彰

(1) 防犯功労者、防犯功労団体表彰等

県警察と連携し、防犯ボランティア活動の活性化と裾野拡大を図ると共に、長年の防犯ボランティア活動に報いるため、防犯思想の普及高揚、犯罪の予防活動や少年の健全育成に功労のあった個人、団体に対して当協会長及び警察本部長連名表彰を行うほか、四国防犯協会連絡協議会長及び中国四国管区警察局四国警察支局長連名表彰、(公財)全国防犯協会連合会長及び警察庁長官連名表彰の上申を行う。

(2) 防犯コンクール表彰等

全国地域安全運動用ポスター・標語の募集に参画し、県民から広く公募のうえ、優秀作品を当協会長名で表彰を行うほか、広報資料として活用を図り、県民の防犯思想の普及啓発に努める。

5 風俗環境浄化対策

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づき、徳島県公安委員会から「徳島県風俗環境浄化協会」の指定を受け、同委員会の委託を受けて善良な風俗と清浄な風俗環境の保持及び青少年の健全育成に障害を及ぼす行為の防止を目的として、風俗営業所の管理者に対して、法令の遵守、管理者の任務と役割、騒音の防止、暴力団の排除等健全な営業について管理者講習を行い、修了考査を実施して講習効果の実効性を図る。

6 犯罪の予防検挙に対する支援事業

(1) 自転車鍵かけ運動の推進

自転車の盗難は、県民生活に最も身近な犯罪である一方で、規範意識の低下を招いていることを踏まえて、自転車防犯登録の社会的有用性をホームページ、広報紙で紹介、普及させるとともに、県警察、地防連等と連携し各種キャンペーン等を通じて、恒常的に鍵かけ・ツーロックの励行を広く県民に訴え、自転車盗難被害防止対策を推進する。

(2) 自転車防犯登録制度の普及促進等

自転車防犯登録制度は「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」により、徳島県公安委員会から防犯登録を行う者として指定を受けた当協会及び徳島県自転車軽自動車商協同組合が連携のうえ、同法に基づき自転車防犯登録は自転車利用者の義務として普及させることによって自転車の盗難防止と早期被害回復の促進を図る。また、防犯登録所(販売店)等に対する継続指導を行い、迅速、適正な自転車防犯登録業務の普及促進を図り、回収点検済みの防犯登録カードは、当協会から県警察に送付し迅速な

防犯登録及び個人情報の適正管理を図るほか、自転車防犯登録及び抹消等に関する電話、メール等による相談等には、必要な助言、指導を行い、県民の利便性を図る。

(3) 金融機関等を対象とした犯罪の被害防止対策

金融機関、コンビニ等の非常時における対応を目的として、強盗訓練で活用する訓練用カラーボールを県警察、地防連に購入提供し、関係機関が連携して実施する強盗訓練等において、カラーボールの効果、迅速な取扱要領等を体験することで防犯意識の醸成と被害発生時の対応支援を行う。

(4) 自動車盗難防止対策

盗難車両を悪用した二次犯罪及び不正輸出を抑止するため、関係機関で構成された徳島県自動車盗難等対策協議会において、盗難の手口分析、関係機関の盗難防止対策の取組み状況などの協議を行うほか、県警察、地防連等による街頭キャンペーンを実施し、自動車盗難に関する情報提供を行い、県民の被害防止意識の向上を図る。

(5) 子どもや女性を犯罪から守る運動の推進

県警察、地防連、学校等と連携し、子どもや女性等犯罪弱者の防犯意識の高揚と安全確保を目的として開催される防犯教室等を支援するほか、通学路等の周辺民家、企業等の協力を得て「子ども110番の家・車」に指定のうえ、保護活動及び緊急通報等について協力を求め、地域一体となった見守り活動等の支援を行う。

## 第2 収益事業

### 1 遊技機関連の風俗環境浄化事業

(1) AM (アミューズメント・マシン) マークの貼付

公安委員会の認可を受けた遊技機であることを証する証票の貼付事業を推進する。

(2) 遊技場遊技機に対する立入検査の実施

風俗環境の健全化を目的として徳島県遊技業協同組合と組織する不正防止対策委員会により、営業終了直後の遊技場遊技機に対して立入検査を行い、不正改造の防止に努める。